しかしながら２８日になって事態が急変した。

当局から呼び出され、１月１日施行で退職手当を引下げると言うのである。またその際に県の人事委員会に倣わず国の人事院勧告に従うと発言を撤回した。その場で当局に以前確認をした旨を問うたが【私は言っていない、判断できるはずもない】の一点張り。２度の確認を無かったことにした。

退職手当については１１月２０日の確認時に議会に上程しないと言っていたにも関わらず、その後に市長の英断を覆す判断をし、他市との均衡を盾に最終判断の変更を迫った当局の責任は免れない。退職者数から換算すると 3,500 万程度の退職手当が吹き飛んだ。

２９日には市長に直接、扶養手当についての実施について伺ったところ、もう一度当局に話してみるとの回答を得た。労組として、この扶養手当については全員に還元されることではないことから、全面的に賛成とは言えないが、それでも国の本府省手当分の官民格差を埋める手段として県の人事委員会が勧告したことには一定の評価をしている。０よりは一部の組合員にでも処遇が改善された方が良いと考えるのは自然である。

組織内議員である八木田市議にも動いてもらい、当局への確認を行ったが、当局は一部の人にしか恩恵がない点だけを強調し、再度突っぱねた。１２月１日に電話で人事当局に確認をしたが、やはり国の人事院勧告に従うとしか答えなかった。そこで本来の問題である官民格差の解消について見解を伺った。それでも人事院勧告に従うとしか回答がなく、官民格差に対する見解を伺えなかったため、上司に直接伺った。１対１での交渉を依頼したが、上司からは管理職２人を携えてでしか対応していただけなかった。

そこで再度、「扶養手当を増額しないことによる解消できない官民格差についてどのように考えますか」と伺ったところ上司は【当局の説明のとおり】と言い、再度ご自身の言葉でお願いできますかと訊いても先程の言葉を繰り返すのみであった。

当局は継続的に官民格差の解消に対する見解ではなく、国の人事院勧告に従うとしか発言がなかったが、最終的に当局では一部の人に扶養手当で官民格差を解消するよりも、自治体間の地域均衡等を原則に官民格差を解消しない判断をして、市長に説明を行なったとした。

本来の目的は官民格差の解消であり、扶養手当の増額はその解消方法の一つにしか過ぎない。それでも県の人事委員会の勧告という実施するための大義名分がある。それにも関わらず、一部の人にしか還元されないと子育て世代への負担軽減の一助になる扶養手当の増加額を拒んだ責任は大きい。

首長が実施の理解を示しているにも関わらず当局側で拒むことは稀有な事例である。

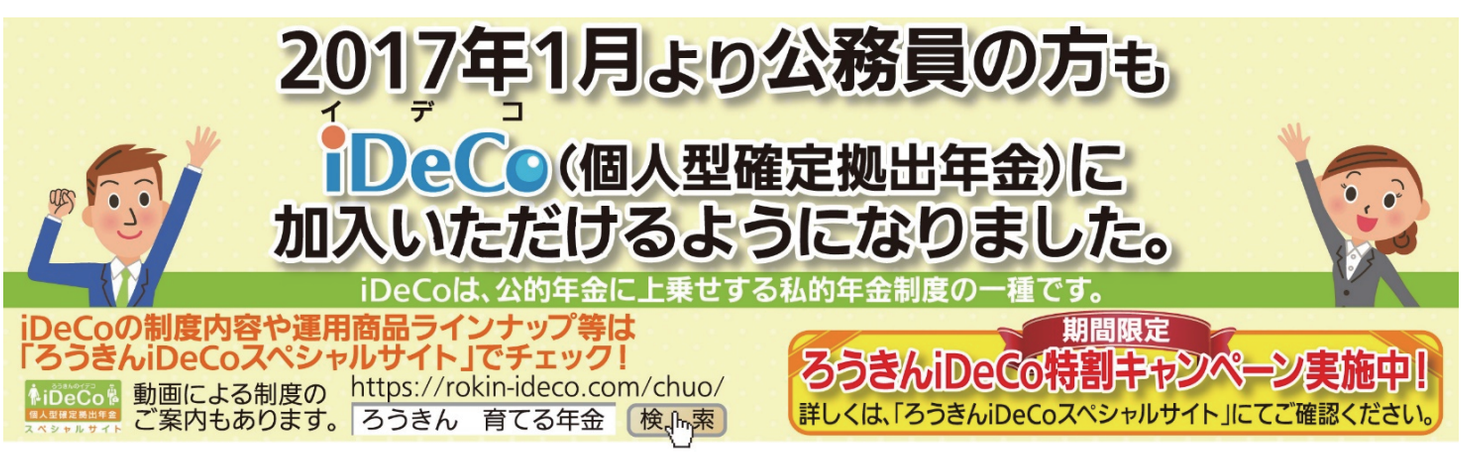

発行所　太田市役所職員労働組合
太田市浜町 11-28
TEL 0276-46-1281
FAX 0276-46-1296
info@otashishokurou.org

Ota City Labor Union